

重要事項説明書別紙 通所介護「利用料金表」(令和4年10月改定)

1. 通所介護等 利用料金表 1日あたり

保険者 宝塚市

サービス内容	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
基本料金	要介護度1	7,561円	757円	1,513円	2,269円	通所介護基本単価 (時間区分 7時間～8時間)
	要介護度2	8,928円	893円	1,786円	2,679円	
	要介護度3	10,338円	1,034円	2,068円	3,102円	
	要介護度4	11,737円	1,174円	2,348円	3,522円	
	要介護度5	13,168円	1,317円	2,634円	3,951円	
加算(右欄の中から該当するサービスのみ算定いたします)	入浴介助加算(I) /1回	448円	45円	90円	135円	入浴を行った場合
	入浴介助加算(II) /1回	640円	64円	128円	192円	Iに加えて、入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合
	中重度者ケア体制加算 /1回	512円	52円	103円	154円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合
	生活機能向上連携加算1 /1月	1,153円	116円	231円	346円	理学療法士等が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、定期的に見直ししている場合
	生活機能向上連携加算2 /1月	2,306円	231円	462円	692円	
	個別機能訓練加算Iイ /1回	651円	66円	131円	196円	常勤・専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練についた場合
	個別機能訓練加算Iロ /1回	982円	99円	197円	295円	ロは、イに加えて専従で1名以上配置すること。
	個別機能訓練加算II /1回	224円	23円	45円	68円	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること
	ADL維持等加算I /1月	341円	35円	69円	103円	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合の加算
	ADL維持等加算II /1月	704円	71円	141円	212円	
	ADL維持等加算III /1月	32円	4円	7円	10円	
	認知症加算 /1回	704円	71円	141円	212円	認知症高齢者の日常生活自立度III以上の利用者の占める割合が「100分の20以上」であり、認知症介護指導者研修等を修了した者を「1名以上」確保した場合
	若年性認知症受入加算 /1回	1,740円	174円	348円	522円	若年性認知症患者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	栄養アセスメント加算 /1月	587円	59円	118円	177円	管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合
	栄養改善加算 月2回限度	2,306円	231円	462円	692円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合
	栄養スクリーニング加算I /1回	224円	23円	45円	68円	利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
	栄養スクリーニング加算II /1回	53円	6円	11円	16円	
	口腔機能向上加算 月2回限度	1,740円	174円	348円	522円	歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合
	科学的介護推進体制加算 /1回	448円	45円	90円	135円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	事業所が送迎を行わない場合 片道につき	-544円	-55円	-109円	-164円	送迎を実施しなかった場合
サービス提供体制加算I /1回	245円	25円	49円	74円	介護福祉士が70%以上配置されている場合	
サービス提供体制加算I /1回	202円	21円	41円	61円	介護福祉士が50%以上配置されている場合	
サービス提供体制加算II /1回	64円	7円	13円	20円	介護福祉士が40%以上配置されている場合	
加算	処遇改善加算I /1回	いずれか一つのみを算定			介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の59/1000の加算	
	処遇改善加算II /1回				所定単位数の43/1000の加算	
	処遇改善加算III /1回				所定単位数の23/1000の加算	
	特定処遇改善加算I /1回	いずれか一つのみを算定			介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得しており、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について「複数の取り組み」を行っている場合の加算。所定単位数の12/1000加算。	
	特定処遇改善加算II /1回				所定単位数の10/1000加算。	
ベースアップ等支援加算 /1回				処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。所定単位数の11/1000加算。		

- ・ 上記料金は処遇改善加算(Ⅰ)・特定処遇改善加算(Ⅱ)・ベースアップ等支援加算が算定されています。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただき、介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②食事

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事とっていただくことを原則としています。
（食事時間）昼食12:00～12:40 間食：15:00～15:20
- ・ 食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり650円をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供等の記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
1枚につき 20円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者様の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。例）おむつ代等

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。

神戸地区： 200円（片道分）
西宮、川西地区： 200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3. 標準的な利用形態における1回あたりの利用料金 * 処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅱの加算含む

（基本料金＋入浴介助加算Ⅰ＋個別機能訓練加算Ⅰ＋サービス提供体制強化加算Ⅲ）

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①＋②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	875円	1,747円	2,620円	650円	1,525円	2,397円	3,270円
要介護度2	1,011円	2,020円	3,030円		1,661円	2,670円	3,680円
要介護度3	1,152円	2,302円	3,453円		1,802円	2,952円	4,103円
要介護度4	1,292円	2,582円	3,873円		1,942円	3,232円	4,523円
要介護度5	1,435円	2,868円	4,302円		2,085円	3,518円	4,952円

重要事項説明書別紙 第1号通所事業（総合事業通所介護）「利用料金表」（令和4年10月改定）

1. 第1号通所事業（総合事業通所介護） 利用料金表 1日あたり

保険者 宝塚市

サービス内容	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
基本料金	要支援1	19,288円	1,929円	3,858円	5,787円	月単位の定額報酬 送迎・入浴を基本単位に包括
	要支援2	39,537円	3,954円	7,908円	11,862円	
加算（右欄の中から該当するサービスのみ算定いたします）	若年性認知症受入加算 /1月	2,766円	277円	554円	830円	若年性認知症患者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	生活向上グループ活動加算 /1月	1,153円	116円	231円	346円	生活機能向上グループ活動サービスを行った場合。
	運動器機能向上加算 /1月	2,584円	259円	517円	776円	利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合。
	栄養アセスメント加算 /1月	587円	59円	118円	177円	管理栄養士を1名以上配置し、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合。
	栄養改善加算 /1月	2,306円	231円	462円	692円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合。
	口腔機能向上加算Ⅰ /1月	1,740円	174円	348円	522円	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合。
	口腔機能向上加算Ⅱ /1月	1,847円	185円	370円	555円	
	選択的サービス複数実施加算Ⅰ /1月	5,532円	554円	1,107円	1,660円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。
	選択的サービス複数実施加算Ⅱ /1月	8,074円	808円	1,615円	2,423円	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、のうち3種類のサービスを実施していること。
	事業所評価加算 /1月	1,377円	138円	276円	414円	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施しており、基準を満たした場合。
	サービス提供体制加算Ⅰ1 /1月	1,014円	102円	203円	305円	介護福祉士が70%以上配置されている場合（要支援1）
	サービス提供体制加算Ⅰ2 /1月	2,029円	203円	406円	609円	介護福祉士が70%以上配置されている場合（要支援2）
	サービス提供体制加算Ⅱ1 /1月	833円	84円	167円	250円	介護福祉士が50%以上配置されている場合（要支援1）
	サービス提供体制加算Ⅱ2 /1月	1,655円	166円	331円	497円	介護福祉士が50%以上配置されている場合（要支援2）
	サービス提供体制加算Ⅲ1 /1月	555円	56円	111円	167円	介護福祉士が40%以上配置されている場合（要支援1）
	サービス提供体制加算Ⅲ2 /1月	1,110円	111円	222円	333円	介護福祉士が40%以上配置されている場合（要支援2）
	生活機能向上連携加算Ⅰ /1月	1,153円	116円	231円	346円	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合
	生活機能向上連携加算Ⅱ /1月	2,306円	231円	462円	692円	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） /1月	224円	23円	45円	68円	利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） /1月	53円	6円	11円	16円	
科学的介護推進体制加算 /1月	448円	45円	90円	135円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合	
処遇改善加算Ⅰ /1月		いずれか一つのみを算定			介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の59/1000 の加算	
処遇改善加算Ⅱ /1月					所定単位数の43/1000 の加算	
処遇改善加算Ⅲ /1月					所定単位数の23/1000 の加算	
処遇改善加算Ⅳ /1月					処遇改善加算Ⅲの90%加算	
処遇改善加算Ⅴ /1月					処遇改善加算Ⅲの80%加算	
特定処遇改善加算Ⅰ /1月		いずれか一つのみを算定			介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得しており、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について「複数の取り組み」を行っている場合の加算。所定単位数の12/1000 加算。	
特定処遇改善加算Ⅱ /1月					所定単位数の10/1000 加算。	
ベースアップ等支援加算 /1月					処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。所定単位数の11/1000 加算。	

- ・ 上記料金は処遇改善加算(Ⅰ)・特定処遇改善加算(Ⅱ)・ベースアップ等支援加算が算定されています。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただきます、介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②食事

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）昼食12:00～12:40 間食：15:00～15:20
- ・ 食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり650円をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 20円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者様の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。例）おむつ代等

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。

神戸地区： 200円（片道分）

西宮、川西地区： 200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3. 標準的な利用形態における1月あたりの利用料金（要支援1は4回・要支援2は8回あたりの利用料金）

（基本単価 + 運動器機能向上加算 + サービス提供体制強化加算Ⅱ1）

* 処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅱの加算含む

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①+②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,244円	4,486円	6,730円	2,600円	4,844円	7,086円	9,330円
要支援2	4,324円	8,647円	12,971円	5,200円	9,524円	13,847円	18,171円